

令和3年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
分担研究報告書(事案解析)

精神障害の労災認定事案におけるいじめ・暴力・ハラスメント並びに出来事と
発症前 6 か月の時間外労働の類型に関する研究

研究分担者 木内敬太 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター・研究員

＜研究要旨＞

【目的】本研究の目的は、精神障害に関する労災認定事案について、認定された出来事の類型と発症前 6 か月の時間外労働の類型の関連性の観点からいじめ・暴行(暴力)・ハラスメントに関連した事案の実態を明らかにすることである。

【方法】平成 23～29 年度に支給決定された精神障害事案 2,923 件及び、そのうち発症前 6 か月の時間外労働の情報が得られた 2,441 件を分析対象とした。発症前 6 か月の時間外労働について、その強度のパターンを潜在クラス分析によって分類した。ロジスティック回帰分析を用いて、死亡事案で多く認められる事案の属性や出来事を検討した。いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事の組み合わせについて事例を踏まえて考察した。

【結果】発症前 6 か月の時間外労働は、短時間外労働、中時間外労働、長時間外労働、超長時間外労働の 4 群に分類することができた。ロジスティック解析の結果、出来事の類型と発症前 6 か月の時間外労働の類型はいずれも、死亡事案との有意な関連は認められなかった。各出来事の有無については、特に、「同僚とのトラブルがあった」(OR(odds ratio): 3.79)、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(OR: 3.41)の認定が死亡事案で多かった。

【考察】年代、性別、業種、職種、疾患、認定された出来事など、事案の属性により、時間外労働の長さや死亡事案の多さが異なることが示唆された。いじめ・暴力・ハラスメントを伴う事案は全体的には短時間外労働であるが、一部は、長時間労働や仕事内容・量の変化や連続勤務と関連していると考えられる。また、いじめ・暴力・ハラスメントを伴う事案では、死亡事案の割合が少ないが、その理由については、今後詳細な検討が必要である。セレクションバイアスの影響も想定されることから、非認定事案を含めた検討、前向きな調査や実験など、異なるデザインの研究手法により、結果の再現性や因果関係の検証を行う必要がある。

【この研究から分かったこと】発症前 6 か月の時間外労働は短時間外労働、中時間外労働、長時間外労働、超長時間外労働の 4 群に分けられる。いじめ・暴力・ハラスメント関連の事案は、短時間外労働に多く、時間外労働や過剰な業務負荷が関連するのは 20%程度。いじめ・暴力・ハラスメントは、死亡事案では少ない。

【キーワード】いじめ・ハラスメント・暴力、過労自殺、人間関係の問題

研究分担者:

吉川 徹(労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター・統括研究員)
高橋正也(同センター・センター長)

「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」、「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」、「セクシュアルハラスメントを受けた」は、出来事別の認定件数で多くを占めている。このことから、いじめ、暴行(暴力)、ハラスメントに着目して、防止策を検討することの意義は大きい。精神障害の発症プロセスには、特定の出来

A. 目的

精神障害に関する労災補償状況によれば支給決定件数は増加傾向が続いており、特に

事が単独で負荷要因となることもあれば、複数の出来事が複合的に負荷要因となることもある。そこで、令和2年度の研究では、労災認定事案を分類し、いじめ・暴力・ハラスメントが、単独並びに他の出来事との組み合わせで生じた事案の特徴を検討した¹⁾。本研究では、この類型と発症前6か月の時間外労働との関連を検討するとともに、これらとの関連を含めて、死亡事案の特徴を明らかにすることを目的とする。

B. 方法

1. 分析対象

平成23～29年度に支給決定された精神障害事案で、平成23年度策定の認定基準によって審査された2,923件及び、そのうち発症前6か月の時間外労働の情報が得られた2,441件を分析対象とした。

2. 分析方法

単一項目認定事案については頻度から、7つの主要項目とその他に、また、複数項目認定事案については潜在クラス分析を用いて5つに分類した¹⁾。発症前6か月の時間外労働時間の類型についても、潜在クラス分析により、統計的に分類を行った。潜在クラス分析はMplus 8.4を用いて行った。

特定の出来事の類型、発症前6か月の時間外労働の類型、年代、性別、業種、職種、疾患、個々の出来事の有無が死亡事案において統計的に有意に多く経験されているかどうかを検討するために、これらの変数を説明変数、死亡事案かどうかを目的変数としてロジスティック回帰分析を行った。解析にはR 4.1.1を用いた。分析に際し、多重共線性に対処した。具体的には、VIF (Variance Inflation Factor) が10以上になる項目をなくすため、出来事の分類の単一項目認定のものすべて、決定件数の少ない業種(農業、林業、複合サービス事業、電気・ガス・熱供給・水道業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、公務(他に分類されるものを除く))、職種(運搬・清掃・包装等従事者、農林漁業従事者、保安職業従事者)、疾患(持続性気分(感情)障害、その他の気分(感情)障害、恐怖症性不安障害、強迫性障害、その他の重度ストレス反応、重度ストレス反応、詳細不明、身体表現性障害、その他の神経症性障害、その他の疾患)を説明変数から除外した。また、死亡事案もしくは生存事案に分布が完全に偏ってしまった説明変数(その他の

不安障害、大きな説明会や公式の場での発表を強いられた、早期退職制度の対象となった、同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された、セクシュアルハラスメントを受けた)を説明変数から除外した。さらに、年代は10代・20代、30代・40代、50代以上(50代・60代・70代を含む)の3群に分けて解析を行った。

いじめ・暴力・ハラスメントを伴う事案の全体像を概観するために、生存事案と死亡事案のそれぞれについて、出来事の類型ごとに、いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事¹⁾の頻度を集計した。この集計には発症前6か月の時間外労働は関わらないため、2,923件すべてのデータを用いて行った。

いじめ・暴力・ハラスメント関連の事案について、本研究で明らかになった類型や出来事の組み合わせに沿って典型事例を抽出した。

3. 倫理面での配慮

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会において審査され、承認を得たうえで行った(通知番号:2020N04、2021N26)。

C. 結果

1. データの概要

分析対象としたデータ(2,441件)の概要を表1に示す。デモグラフィックな情報としては、30代・40代、男性が多く、死亡事案は全体の20%であった。業種では製造業、卸売業・小売業、医療、福祉、運輸業、郵便業が多かった。職種では、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、生産工程従事者が多かった。疾患では、うつ病エピソード(46%)、適応障害(21%)、心的外傷後ストレス障害(10%)の3つで事案の多くを占めていた。発症前6か月間の時間外労働の1か月あたりの平均は、 58.16 ± 47.04 時間であった。全体としては、発症に近づくにつれて月の平均時間外労働時間は増加していた。発症から遠いものほど、時間外労働の情報が不明の件数が多かった。

本研究では、潜在クラス分析とロジスティック回帰分析で扱うデータから、発症前6か月間の時間外労働の情報が得られなかったデータを除外した。そこで、除外されたデータの出来事の類型を確認した(表2)。特に単一項目認定の、労働時間以外の要素を中心とした出来事で認定された事案が除外される傾向にあっ

た(心理的負荷が極度のもの 99 件など)。

2. 発症前 6 か月の時間外労働の類型

潜在クラス分析の結果、発症前 6 か月の時間外労働は、4 群に分類することができた。各類型の発症前 6 か月の平均時間外労働は、段階的に上がり、かつ、各類型内でも発症に近づくにつれ漸増する傾向が認められた(図 1)。各群の 6 か月における月当たりの時間外労働の平均±標準偏差は、14±12 時間、63±15 時間、108±19 時間、162±27 時間で、それぞれ、短時間外労働、中時間外労働、長時間外労働、超長時間外労働と名付けた。各群にはそれぞれ、1,002 件、779 件、515 件、145 件の事案が含まれていた。

3. 時間外労働の類型と各属性の関連

時間外労働の類型と各属性の関連を表 3 に示す。年代別では、いずれの群においても 30 代・40 代が最も多いが、10 代・20 代の被災者では短時間外労働と中時間外労働の割合がやや多く、50 代以上の被災者では、長時間外労働と超長時間外労働の割合がやや多かった。性別では、短時間外労働の割合は男女約半数なのに対して、それ以外の群では、男性の割合が 8 割以上であった。生死の別では、中時間外労働以上では、やや死亡事案の割合が高かった。

業種別では、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業は、長時間外労働と超長時間外労働の割合が高かった。建設業は、短時間外労働の割合が低かった。それ以外は、主に、短時間外労働中心の業種(医療、福祉、サービス業(他に分類されないもの)、教育、学習支援業など)、中時間外労働中心の業種(製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、不動産業、物品賃貸業)が認められた。

職種別では、輸送・機械運転従事者、運搬・清掃・包装等従事者が長時間外労働と超長時間外労働中心なのに対して、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、生産工程従事者、農林漁業従事者では、短時間外労働と中時間外労働中心であった。管理的職業従事者は、短時間外労働の割合が少なかった。建設・採掘従事者と保安職業従事者では、短時間外労働と超長時間外労働の割合がどちらも他群に比べて多かった。

疾患との関連では、ある程度事案数の多い疾患に関して、うつ病エピソード、反復性うつ

病障害は短時間外労働が少なく、逆に、恐怖症性不安障害、その他の不安障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害、適応障害、重度ストレスへの反応及び適応障害(下位分類不明)、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(下位分類不明)では、短時間外労働の割合が相対的に多かった。中時間外労働やそれ以上の時間外労働は、双極性感情障害、持続性気分(感情)障害、気分(感情)障害(下位分類不明)、解離性(転換性)障害、身体表現性障害で多い傾向にあった。その他の重度ストレス反応、解離性(転換性)障害、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害では、短時間外労働と長・超長時間外労働の割合が多かった。

出来事との関連では、単一項目認定のものについては、極度の長時間労働は長時間外労働と超長時間外労働の割合が多く、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」は、中時間外労働の割合が多かった。その他の単一項目認定は、短時間外労働の割合が多かった。複数項目認定では、恒常的長時間労働関連は短時間外労働の割合が少なく、人間関係の問題中心と、傷病と惨事中心は短時間外労働の割合が多かった。仕事内容・量の変化や通勤中心は中時間外労働、複合的な問題では長時間外労働の割合が多かった。

4. 死亡事案における属性や出来事の実験

ロジスティック解析の結果を表 4 に示す。出来事の類型と発症前 6 か月の時間外労働の類型はいずれも、死亡事案との有意な関連は認められなかった。各出来事の有無については、「同僚とのトラブルがあった」(OR(odds ratio): 3.79)、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(OR: 3.41)、「自分の昇格・昇進があった」(OR: 3.00)、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」(OR: 2.43)、「達成困難なノルマが課された」(OR: 2.39)の認定が死亡事案で有意に多かった。一方、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(OR: 0.27)、「上司とのトラブルがあった」(OR: 0.64)、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(OR: 0.65)の認定が死亡事案において有意に少なかった。

その他、死亡事案において多かったのは、気分(感情)障害(下位分類不明)(OR: 21.88)、男性(OR: 11.34)、反復性うつ病性障害(OR:

9.72)、うつ病エピソード(OR: 6.58)、管理的職業従事者(OR: 2.77)、専門的・技術的職業従事者(OR: 2.70)であった。また、死亡事案においてばく露が少なかったのは、教育、学習支援業(OR: 0.14)、生活関連サービス業、娯楽業(OR: 0.19)、宿泊業、飲食サービス業(OR: 0.21)、情報通信業(OR: 0.23)、輸送・機械運転従事者(OR: 0.32)、サービス業(他に分類されないもの)(OR: 0.34)、卸売業・小売業(OR: 0.38)であった。

5. いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事と出来事の類型

生存事案 2,405 件(全 2,923 件中)のうち、いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事を伴うものは 1,567 事案であった(表 5)。いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事は延べ 2,057 件認められていた。「(ひどい)いやがらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の 47.6%は単一項目認定されており、残りのうち 32%は人間関係の問題中心、11.2%が恒常的長時間労働関連に分類されていた。「セクシュアルハラスメントを受けた」は、51.8%が単一項目認定、44%は人間関係の問題中心に分類されていた。上司とのトラブルは単一項目認定が 4.2%、複数項目認定は、恒常的長時間労働関連、仕事内容・量の変化や連勤中心、人間関係の問題中心に分散していた。同僚とのトラブルは、単一項目認定は 1.7%で、62.7%は人間関係の問題中心であった。部下とのトラブルは 92.3%が仕事内容・量の変化や連勤中心に分類されていた。「退職を強要された」は、単一項目認定が 20%で、56.7%が人間関係の問題中心に分類されていた。「配置転換があった」は、50.7%が人間関係中心、27.2%が恒常的長時間労働関連であった。「(重度の)病気やケガをした」は、単一項目認定が 40.6%、傷病と惨事中心が 47.1%で大半を占めていたが、一部(7.8%)は、人間関係の問題中心に分類されていた。一方、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」は、50.8%が単一項目認定、40.1%が傷病と惨事中心であり、人間関係の問題中心は 2.8%であった。

死亡生存事案 518 件(全 2,923 件中)のうち、いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事を伴うものは 222 事案であった(表 6)。いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事は延べ 278 件認められていた。生存事案と異なり、「(ひどい)いやがらせ、いじめ、又は暴行を受けた」のうち単

一項目認定されていたのは 26.2%で、複数項目認定は、恒常的長時間労働関連、仕事内容・量の変化や連勤中心、人間関係の問題中心に分散していた。上司とのトラブルも人間関係の問題中心に分類されていた事案は少なく(8.6%)、58.1%が仕事内容・量の変化や連勤中心、29%が恒常的長時間労働関連であった。「部下とのトラブルがあった」は、75%が仕事内容・量の変化や連勤中心、「配置転換があった」は、39.6%が恒常的長時間労働関連で、37.7%は、仕事内容・量の変化や連勤中心であった。「同僚とのトラブルがあった」と「退職を強要された」は、死亡事案においても人間関係の問題中心に分類された事案の割合が多かった(それぞれ 41.2%、53.8%)。「(重度の)病気やケガをした」と「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」は、死亡事案においては、半数が単一項目認定、残りは、恒常的長時間労働関連と傷病と惨事中心に分類されていた。「(重度の)病気やケガをした」は、死亡事案においても、件数は少ないながらも 9.5%(2 件)は、人間関係の問題中心に分類されていた。

6. 典型事例

生存事案と死亡事案について、本研究で取り上げた特徴ごとに典型事例の1つを提示する。各事案について、年代、性別、業種、職種、疾患、生死の別、出来事の類型:認定された出来事(心理的負荷の強度)、発症前6か月の時間外労働の類型:発症前6か月の月当たりの時間外労働時間の平均、出来事の概要をまとめた。

1) 生存事案

① 「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行」が単独で発生した事案

40代女性、医療、福祉、専門的・技術的職業従事者
適応障害、生存事案
単一項目認定: 恒常的な長時間労働、(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(強)
短時間外労働:平均 12 時間 35 分/月
勤続 10 年以上の被災労働者は、職場で優越的な地位にある他職種の加害労働者から、7 か月にわたって、威圧するような言動を受けた。X-7 月ごろ、加害労働者と業務で関わるが多くなる。書類を届けるたびに威圧するような言葉をかけられた。X-3 月には「他の職員と替われ」、「働かない職員

は殺す」など、言葉使いはエスカレートしていた。他にも、「邪魔だ」、「働かない奴は辞めろ」等の言葉や、段ボールを蹴る、書類を投げるように置くなどの行為があった。X月、加害労働者は、被災労働者が加害労働者について同僚と話しているのを聞いて腹を立て、複数の同僚の前で強い口調で被災労働者を非難した。これを契機に、不安、不眠、動悸がするようになり、加害労働者に対して恐怖を感じるようになった。同月医療機関を受診し、診断を受けた。事業場では当該職員のパワーハラスメントに関する会議が開かれていたが、労災の防止には至らなかった。

② 「セクシュアルハラスメント」が単独で発生した事案

30代女性、教育、学習支援業、事務従事者 適応障害、生存事案
単一項目認定： セクシュアルハラスメントを受けた(強)
短時間外労働：平均 15 時間 15 分/月
派遣先事業場において、正規職員で、被災労働者よりも雇用関係上優越的な立場にある同僚から、8 か月にわたりセクシュアルハラスメントを受けた。抱きつかれるという身体接触も 1 度確認された。事業主は、状況を把握した後、加害労働者と被災労働者の接触が起こらないようにという方針を決めたが、徹底には至らず、部署変更などの対応も行われなかった。最後にセクシュアルハラスメントを受けてから 2 か月後、勤務中に、加害労働者と顔を合わせる可能性があることを知り、動悸や体の震えが生じた。その後医療機関を受診し、診断を受けた。

③ 「上司とのトラブル」を伴う「人間関係の問題中心」の事案

20代男性、卸売業・小売業、事務従事者 うつ病エピソード、生存事案
人間関係の問題中心： (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(中)、上司とのトラブルがあった(弱)、会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした(弱)、業務に関連し、違法行為を強要された(中)、仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった

(中)、仕事のペース、活動の変化があった(弱)
中時間外労働：平均 47 時間 5 分/月
X-10月に入職。X-5月に、店長の指示でフォークリフトの運転をさせられた(違法行為の強要)。X-4月から、所定労働時間が1時間伸びた(ペース、活動の変化)。X-3月以降、「本当に大学出たのか？その大学出てこれか？」、「大卒だから採ったのに」、「馬鹿か」、「何か月たっても覚えられないな」、「嫌なら辞めろ」など、業務指導の範囲を逸脱していると思われる発言が店長から繰り返し行われた(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。それ以外にも業務指導の範囲内の叱責を受けていた。X-2月、店長や先輩が被災労働者のことを会話の中でバカと呼んでいるのを聞く(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。このころから、不眠や食欲不振があった。X-2月とX-1月には、店長の指示で、タイムカードを偽り、時間外労働を少なく報告させられた(それぞれ 15 時間、10 時間程度)(違法行為の強要)。X-1月から、同僚の休業に伴い、被災労働者の業務量が増加した。月当たりの時間外労働は、66 時間 30 分や 45 時間 15 分から、96 時間 30 分に増加した。X-1月から頭痛、嘔吐、めまいが出始め、X月には自殺願望、精神的焦燥、過呼吸発作が生じた。その後医療機関を受診し、診断を受けた。

④ 「配置転換」を伴う「人間関係の問題中心」の事案

20代女性、宿泊業、飲食サービス業、専門的・技術的職業従事者 適応障害、生存事案
人間関係の問題中心： (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(強)、配置転換があった(弱)
短時間外労働：平均 18 時間 35 分/月
X-7月に新卒採用され、2か月後(X-5月)、最初の事業場に配属された。その2か月後(X-3月)に事業場が閉鎖となり、再び別の事業場に配属された。配置転換自体は予定されていたものであり、それにより対応できない業務を任されたわけではなかった。しかし、2度目に配属された職場で上司から強い叱責や嫌がらせを受けた。「こんなこと

もわからないのか」、「ゆっくり動いていないで若者らしく動け」、「頭がおかしい」、「警察沙汰の事件を起こしかねない」等の発言や、被災労働者を無視して、わざわざ他の職員に伝言させるなどの行為があった。X月、「もうここにはいないから出て行け」と、帰るように執拗に強要された。その後医療機関を受診し、診断を受けた。周りの職員は、出来事を管理者に報告はするものの、自分がターゲットにされることを恐れて、被災労働者を擁護することはできなかった。加害労働者に対しては、管理者からの指導があったが、改善されなかった。

⑤ 「(重度の)病気やケガ」を伴う「人間関係の問題中心」の事案

40代男性、製造業、生産工程従事者
適応障害、生存事案
人間関係の問題中心: (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(強)、(重度の)病気やケガをした(弱)、会社で起きた事故、事件について、責任を問われた(弱)
短時間外労働:平均4時間10分/月
入職2年目。日常的に、上司から叱責を受け、「馬鹿野郎」、「こんなこともできないなら辞めちまえ」、「何もできない」、「もういなくていい」などと言われていた。また、ヘルメットの上から平手で叩かれることもあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。同様の言動は、同僚からもあった。(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。被災労働者自身も、酒臭い状態で出勤し、フォークリフトでシャッターに衝突するようなことがあった。その他、X-9月には塗装作業中に異物が目に入り角結膜炎、X-5月にパレットに足を挟んでケガをするなどがあった(病気やケガ)。また、顧客からのクレームに対して、名指しで犯人扱いされたことがあったが、ペナルティーや責任追及はなかった(責任を問われた)。X-1月、同僚から、ヘルメットを被った頭部を金属で叩かれ、頭部裂傷を負った(嫌がらせ、いじめ、又は暴行、病気やケガ)。それ以降、不安と恐怖が強くなり、X月に医療機関を受診し、診断に至った。

2) 死亡事案

① 「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行」を伴う「恒常的長時間労働関連」の事案

30代男性、金融業・保険業、専門的・技術的職業従事者
うつ病エピソード、死亡事案
恒常的長時間労働関連: 恒常的な長時間労働、(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(強)
長時間外労働:平均98時間34分/月
入職7年目。被災労働者は、企業融資を主な業務としていたが、業務目標の達成がままならず、時間外労働や土曜日の休日出勤が常態化していた。同僚からは、常時焦ったようで、忙しそうにしていると思われていた。上司から仕事に関して1時間に及ぶ一方的な指導をほぼ毎日受けていた(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。仕事のミスが増えるようになり、指導の回数が1日複数回に及ぶこともあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。指導によって業務時間が削られ、目標の達成が一層困難になっていった。その後、精神障害を発症し、自殺に至ったとされる。

② 「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行」を伴う「仕事内容・量の変化や連勤中心」の事案

50代男性、学術研究、専門・技術サービス業、管理的職業従事者
気分(感情)障害(下位分類不明)、死亡事案
仕事内容・量の変化や連勤中心: (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(弱)、仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった(中)、2週間以上にわたって連続勤務を行った(中)、部下とのトラブルがあった(弱)、会社で起きた事故・事件について、責任を問われた(弱)
中時間外労働:平均42時間26分/月
入職5年目。X-5月からX-4月にかけての2か月間、人事制度の改変に向けて試行錯誤を繰り返していた。その間、時間外労働が20時間以上増え、1か月45時間を超える月もあった(仕事内容・量の変化)。また、2週間に及ぶ連続勤務を行っていた。制度の改変について、部下との間で考え方の違いがあり、議論することがあった(部下とのト

ラブル)。そして、X 月に自殺している。受診歴はないが、職場外の友人や家族には体調不良を訴えていた。発症前 6 か月の間には、職場のイベントで、事業主から、昇進に関する事で嫌味を言われることがあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。また、事業主から、重要な会議に遅れたことについて、被災労働者の情報伝達に誤りがあったとして注意を受けることがあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。その他、部下の役員報酬に関する事務手続きにミスがあり、後処理を行っていた(事故・事件について、責任を問われた)。

③「同僚とのトラブル」を伴う「人間関係の問題中心」の事案

20 代男性、製造業、生産工程従事者
うつ病エピソード、死亡事案
人間関係の問題中心: (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(強)、同僚とのトラブルがあった(中)
短時間外労働:平均 30 時間 48 分/月
X-3 年に入職。1 年で正規職員になり、その後 1 年半(X-1 年 6 月まで)、いくつかのグループを転々としていた。最後に所属したグループでは、仕事でミスをして、上司から、「今度問題を起こしたらクビだ」などと厳しく注意されることがあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。また、同僚と喧嘩をし、「嘘つき、くさい、気持ちわるい」などと、他の同僚や新入社員の前で罵られることもあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。この件について、上司は被災労働者をかばうことはなく、「お前が悪いのでは?」と指摘した。その他、上司からは、提案書の受け取り拒否や、「お前なんてどこのグループも引き取ってくれない」と言われることもあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。また、同僚との間では、被災労働者が同僚の間違いを上司に報告したところ、当該同僚から「お前の方が間違ってた」と怒鳴られることがあった(同僚とのトラブル)。立場上被災労働者が指導を担当していた別の同僚からは、被災労働者の指示が不明確だったためにケガをしたとして、「殺すぞ」と怒鳴られた(同僚とのトラブル)。これらの出来事があった後、X 月、医療機関を受診して診断を受けるも、そ

の後すぐに自殺に至った。

④「退職強要」を伴う「人間関係の問題中心」の事案

50 代男性、建設業、 専門的・技術的職業従事者
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、死亡事案
人間関係の問題中心: (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(中)、退職を強要された(中)、複数名で担当していた業務を 1 人で担当するようになった
短時間外労働:平均 28 時間/月
入職から 2 年ほどたったころ(X-3 月)、事業場の閉鎖に伴い解雇となった(退職強要)。もともと賃金払いの遅れが発生しており、被災労働者が支払いを求めると、事業主から横領しろというのかと、理不尽に非難されることがあった(嫌がらせ、いじめ、又は暴行)。閉鎖前は、同僚の解雇に伴い、その人の分の仕事も担うことになったが、受注する仕事量が減っていたこともあり、仕事量の増加は多くはなかった(複数人の業務を 1 人で担当)。X-2 月、医療機関を受診し、診断を受けた。しかし、X 月、自殺に至った。

D. 考察

1. 結果について

本研究では、心理的負荷としての出来事の種類と発症前 6 か月の時間外労働の種類の関連の観点から、精神障害事案におけるいじめ・暴力・ハラスメントの特徴を検討した。その結果、発症前 6 か月の時間外労働のパターンが 4 類型に分けられ、類型と各属性との関連が示された。また、死亡事案に多く含まれている属性や出来事が明らかになった。さらに、いじめ・暴力・ハラスメントに関連する出来事の認定を含んだ事案のうち、いじめ・暴力・ハラスメントが主たる心理的負荷の事案、時間外労働や過重負荷が中心の事案、人間関係の問題が中心の事案の割合を整理し、それぞれの典型事例を提示することで、いじめ・暴力・ハラスメントに関連する事案の特徴を示した。

発症前 6 か月の時間外労働の分類からは、労災認定される事案において、発症前 6 か月間の 1 月当たりの時間外労働は、少ない群で

は14±12時間で、この群に含まれる事案が最も多いことが示された。つまり、この群に含まれる事案の多くは、発症前6か月において月当たり2~26時間程度の時間外労働であったと考えられる。この結果は因果関係を示すものではないが、可能性としては、時間外労働は、この程度よりも少なくする、つまり、減らすだけではなく、ほとんど無くした方が、労災の発生を防ぐことができると考えられる。

本研究から、時間外労働と関連した事案の特徴がいくつか明らかになった(表3)。50代以降、男性、死亡事案、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、建設業、輸送・機械運転従事者、運搬・清掃・包装等従事者、管理的職業従事者では、時間外労働の多い種類の割合が多かった。このことから、これらの特徴を持つ労働者では、特に時間外労働の削減が必要と考えられる。逆に、若年者、女性、上記以外の業種・職種では、主に長時間労働以外の要因で労災認定されていると言えることから、これらの属性においては、いじめ・暴力・ハラスメントやその他の人間関係の問題、病気やケガ、事故や災害の体験・目撃などに注意する必要があると考えられる。

いじめ・暴力・ハラスメントと関連の強い人間関係の問題として、上司とのトラブル、同僚とのトラブル、退職の強要、配置転換、病気やケガが挙げられた(表5・表6)。一方で、部下とのトラブルについては、92.3%が、仕事内容・量の変化や連勤中心に分類されており、いじめ・暴力・ハラスメントや人間関係の問題よりも、仕事内容や量の変化と関連が強いことが示唆された。

また、生存事案のいじめ・暴力・ハラスメントと関連する出来事については(表5)、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」は、単一項目での認定が217件(47.6%)で、これらは程度が甚だしく、明らかないじめ・暴力・ハラスメントの発生を示している。また、人間関係の問題中心に分類された事案は146件(32%)で、これらは、明らかないじめ・暴力・ハラスメントとは限らず、広く人間関係の問題を中心とした事案が含まれている。これらに対して、恒常的時間外労働関連に分類された51件(11.2%)や仕事内容・量の変化や中心に分類された33件(7.2%)は、いじめ・暴力・ハラスメントの程度は様々であるが、時間外労働や、仕事の量

的・質的な負荷の増加を伴う事案が含まれている。このように、いじめ・暴力・ハラスメントが含まれる事案にも、それが単独で強い心理的負荷と認められているものと、人間関係の問題中心、恒常的時間外労働関連、仕事内容・量の変化や連勤中心それぞれに含まれて認定されているものがある。対策を考える際も、これらの類型を考慮すると、より具体的な対策を考えると、対策の優先順位を決めることが効率的にできると考えられる。因果関係は定かではないが、死亡事案では、恒常的時間外労働関連や仕事内容・量の変化や連勤中心に分類される事案が多かったため、職場の自殺対策としては、いじめ・暴力・ハラスメントの防止と長時間労働や仕事内容・量の変化、連続勤務対策を並行すると有効かもしれない。

出来事の類型と死亡事案との関連は認められなかった。出来事の類型については、先述のように、事案を質的に理解するためには有益であるが、少なくとも、死亡事案との関連の観点からは、様々な要素が混在しているために関連が認められなかったと考えられる。例えば、人間関係の問題中心に分類される出来事でも、「上司とのトラブルがあった」(OR: 0.64)や「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(OR: 0.65)は、死亡事案では有意に少なく認められたのに対して、「同僚とのトラブルがあった」(OR: 3.79)は、多く認められていた。このように、人間関係の問題として関連して生じる出来事が、必ずしも、死亡事案かどうかという要素と同じように結びついているとは限らないことが示唆された。

発症前6か月の時間外労働の類型及び1月当たりの時間外労働時間の長さは、いずれも、死亡事案のオッズと有意な関連は認められなかった。少なくとも本研究で評価した精神障害に関する労災認定事案の中では、死亡事案において時間外労働が多いということとはできない。長時間労働が抑うつ症状や自殺念慮を引き起こすという報告はあるが²⁾、それは必ずしも自殺企図につながるとは限らないのかもしれない。また、本研究は、対象が労災認定事案に限られており、一般の労働者を対象とした研究と同等に結果を解釈することはできないという側面もある。特定の疾患や男性であることが死亡事案のオッズの増加と関連していたことを踏まえると、精神障害に関する労災事案においては、死亡事案と時間外労働の長さの集

計上の重なりは、直接の関連ではなく、疾患や性別と死亡事案の関連を反映したものなのかもしれない。

男性(OR: 11.34)や「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(OR: 3.41)、「達成困難なノルマが課された」(OR: 2.39)、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」(OR: 2.43)、「自分の昇格・昇進があった」(OR: 3.00)などいくつかの出来事の有無は、死亡事案のオッズ比の増加と有意に関連していた。男性の自殺率が高いことは、公衆衛生の知見とも一致する³⁾。また、仕事上のミス、達成困難なノルマ、無理な注文、昇格・昇進の共通点として、自分の対処能力を超える事態への直面が挙げられる。統制不可能な状況に陥り、絶望感を膨らませることが自殺につながったと考えると、自殺の発生機序を説明するモデルの1つである絶望理論と整合する⁴⁾。専門的・技術的職業従事者(OR: 2.70)と管理的職業従事者(OR: 2.77)も死亡事案のオッズの増加と関連していた。これらの職種は責任が重大な傾向や、業務の難易度が高い傾向を考えると、出来事と同様に、統制不可能な状況に絶望感を経験することが自殺につながるのかもしれない。本研究の結果の再現性や因果関係の検証は今後の課題ではあるが、男性への支援や上記の出来事や職種への注意喚起やサポートを充実させることは、精神障害に関する労災や自殺の予防に効果を発揮するかもしれない。

いじめ・暴力・ハラスメントに関連する出来事を始めとして、いくつかの出来事は、死亡事案のオッズの低下と関連していた。特定の出来事の経験が自殺の保護要因になるとは考えにくい。可能性としては、ミスやノルマなどの仕事上の困難に比べ、人間関係の問題や、事故や災害の体験・目撃などは、他者や専門家に助けを求めやすく、それが、死亡事案の少なさにつながっているのかもしれない。一方、セレクトバイアスの影響で結果が歪んでいる可能性も考えられる。つまり、仕事に直接関連することではないために、個人的な問題とみなされやすく、自殺があっても、労災として申請されにくいことや、申請後の調査でも気づかれにくいということがあるのかもしれない。

時間外労働や死亡事案との関連について、疾患による違いが認められた。うつ病エピソードや反復性うつ病性障害などの気分(感情)障

害は、時間外労働が多く、死亡事案において多く認められる傾向があった。一方、身体表現性障害は時間外労働が多く、神経症性障害、ストレス関連障害は時間外労働が少ない傾向があった。ただし、解離性(転換性)障害では、時間外労働は多かった。もちろん、時間外労働が少なければ、心理的負荷が極度のものや事故や災害の体験・目撃を含めた時間外労働以外の出来事で労災が認められている可能性が高くなるので、相対的に、これらの出来事によって発症しやすいストレス関連障害の時間外労働は低くなりがちということが想定される。しかし、それ以外にも、抑うつ症状が多いと認知機能が低下して時間外労働が増えることや、不安障害があると欠勤が多くなり時間外労働を含めた労働時間が少なくなることなど、時間外労働と精神病理の関連について、いくつか想定しうることがある。また、自殺についても、精神症状の中でも、大うつ病性障害や双極性障害は、物質乱用に次いで自殺リスクが高いという報告がある⁵⁾。今回確認されたような、労災における時間外労働や自殺と精神病理との関連について、精神医学的な観点からより詳細に検討することで、過労死等の防止対策につながる可能性があるだろう。

本研究では、いじめ・暴力・ハラスメントに関連した生存事案5つ、死亡事案4つの事例を提示した。単独認定の事案は2つで、それぞれ「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」と「セクシュアルハラスメントを受けた」が認められており、どちらも明らかにいじめ・暴力・ハラスメントに関連した事案と言える。その他の生存事案は、人間関係の問題中心で、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に加えて、「上司とのトラブルがあった」や「配置転換があった」、「(重度の)病気やケガをした」が認められた事案である。中には、嫌がらせ、いじめ、暴力のみで強い心理的負荷が認められており、認定されうるものが含まれているが、いずれも、いじめ・暴力・ハラスメントの側面だけでなく、その他の人間関係の問題やそれと関連した病気やケガの発生が確認できる。配置転換については、いじめ・暴力・ハラスメントを受けてから配置転換という事例がないとは言えないし、配置転換の前と後の両方で、いじめ・暴力・ハラスメントやその他の人間関係の問題を経験するという事例もありうる。しかし、今回提示したように、配置転換後にいじ

め・暴力・ハラスメントを受けるというのが典型例と言える。病気やケガについては、提示した事例は、被災者が日常的にケガをしやすい方で、それもあって、業務指導を受けやすく、同僚との関係も悪化しており、その度が過ぎたことで、暴行を受け、さらにケガを負ったという事例である。病気やケガについては、他にも、日常的な人間関係の良不良は別として、病気やケガをした後に、いじめ・暴力・ハラスメントが発生するという事例もありうる。つまり、病気やケガのきっかけとなった出来事への対処や、その後の職場復帰に関する対応で被災者と上司や同僚との人間関係が悪化し、いじめ・暴力・ハラスメントに至るという場合である。病気やケガについては、病気やケガをしやすい人との人間関係や、病気やケガをした後の対応に注意することで、こういった事例を防止することができるだろうと考えられる。

死亡事案については、恒常的長時間労働関連と仕事内容・量の変化や連勤中心のそれぞれに分類された事案で、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の認定を伴うものと、人間関係の問題中心に分類された事案で、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」と「同僚とのトラブルがあった」や「退職を強要された」が認められた事案を提示した。前者の2つは、長時間労働の影響が明らかであり、特に、死亡事案の①は、上司の業務指導の範囲を超えた執拗な叱責により労働時間が削られ、時間外労働が増えていたという関連が明らかである。死亡事案の②では、仕事量の変化と事業主のハラスメントとの関連は明らかではないが、事業主と被災労働者との関係が良ければ、業務の負担が過度になることや、自殺に追い込まれることはなかったかもしれない。死亡事案の③を見ると、嫌がらせ・いじめ・暴力や上司トラブルではなく、同僚とのトラブルにおいてのみ死亡事案のオッズが高まることも納得がいくように思える。つまり、同僚とのトラブルがあるということは、職場に居場所がなく、絶望感や孤独感を感じて、自殺に至ることが想像できる。特に、嫌がらせ・いじめ・暴力や上司トラブルが伴っていた場合はなおさらだろう。死亡事案の④は、職場の閉鎖に伴い解雇になった事案であるが、職場は続くけれども退職を強要されたり、解雇されたりという事案も多い。人間関係の問題中心に分類される事案で、退職強要を伴う事案に共通しているのは、

職場の人間関係が悪いということである。同僚との人間関係が悪く、いじめ・暴力・ハラスメントがある中で、上司も同僚の側につき、退職強要に至ることもあれば、本事案のように、日常的に上司との関係が悪く、いじめ・暴力・ハラスメントがあり、その延長で、退職強要があるということもある。いずれにせよ、ハラスメント研修も重要ではあるが、職場の人間関係を良好に保ち、サポートし合える環境を作ることが、労災や自殺の防止にとって重要であると考えられる。

2. 対策についてのまとめ

以上をまとめると、本研究からは次のような過労死等の防止策が考えられる。

- 1) 6 か月平均で月当たり 2~26 時間でも労災が多く発生していることを周知し、時間外労働を削減する。
- 2) 特に、50 代以上、男性、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、建設業、輸送・機械運転従事者、運搬・清掃・包装等従事者、管理的職業従事者では、長時間労働に注意する。
- 3) 特に、40 代以下、女性、2) 以外の業種・職種では、いじめ・暴力・ハラスメント、その他の人間関係の問題、病気やケガ、事故や災害の体験・目撃に注意する。
- 4) 「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の 47.6%が単独認定、32%は人間関係の問題中心、11.2%は恒常的長時間労働関連、7.2%は仕事内容・量の変化や連勤中心で認定されていることを意識し、出来事の組み合わせに注意する。
- 5) 「セクシュアルハラスメントを受けた」の 51.8%が単独認定、44%は人間関係の問題中心で認定されていることを意識し、出来事の組み合わせに注意する。
- 6) いじめ・暴力・ハラスメントは、上司とのトラブル、同僚とのトラブル、退職強要、配置転換、病気やケガとの関連が強いことを意識し、これらへの対策を並行して行う。
- 7) 職場での自殺予防では、男性、専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者、輸送・機械運転従事者へのサポートを充実させ、同僚とのトラブル、仕事上のミス、昇格・昇進、顧客や取引先からの無理な注文、達成困難なノルマの

経験を少なくするか、経験した際のサポートの充実と対処力の向上を図る。

3. 研究の限界と今後の課題

本研究の限界点や結果の解釈における注意点についてまとめる。まず、潜在クラス分析やロジスティック回帰分析に使用したデータは、発症前6か月の時間外労働の情報のないものを除外したために、一部データに偏りが生じていた。偏りは、認定された出来事に関するもので、年代、性別、業種、職種には顕著な偏りは見られなかった。発症前6か月間の時間外労働の情報は、特に単一項目認定で、長時間労働に関わらない出来事で認定された場合に欠損していることが多かった。また、発症から時間が遠ざかるほど、欠損率が上がっていた。これらの原因として、精神障害に関する労災認定においては、発症前6か月間の時間外労働を必ずしも調査する必要はなく、恒常的長時間労働がある場合など、認定に関連する場合に、関連する期間だけが調べられることが多いからであると考えられる。その為、労働時間が労災の認定に関連している事案ではデータが欠損している可能性が低く、発症前6か月間の時間外労働の情報全体の妥当性を損なうものではない。一方、心理的負荷が極度のもの、病気やケガ、事故や災害の体験・目的、人間関係の問題を主として認定された事案では、時間外労働の調査が厳密にはなされておらず、ロジスティック回帰分析等で、時間外労働に比べて、他の出来事の影響が低く見積もられている可能性がある。また、表3の時間外労働と各属性との関連では、短時間外労働と労働時間以外の要因の関連が実際よりも強く反映されている可能性がある。それぞれの結果は、低く見積もった場合、高く見積もった場合と考えて、結果を理解すべきだろう。

本研究の結果では、発症前6か月の時間外労働は、各群において一定の増減の幅に収まっていて、大きな変化はなかった。これは、平成27、28年度に支給決定された158件の死亡事案に対してクラスター分析を行った先行研究とは異なる結果であった⁶⁾。本研究の方が対象としたデータ数が多いので、精神障害に関する労災の全体像としては、発症前6か月の時間外労働はそれほど変わらないのではないかと思われる。しかし、少なくとも一部には、発症前2か月から1か月にかけて時間外労働が増加している事案があることは事実である。

このような時間外労働の変化については、事案全体のうちの程度で認められるのか、それが他の特徴とどう関連しているのかなど、別途検証する必要があるだろう。

本研究では、時間外労働と死亡事案との関連は認められなかった。しかし、時間外労働の長さ、特定の年代、男性であること、特定の業種や職種、特定の疾患において、集計上は、死亡事案の割合が多くなることはある。例えば、30代・40代は、集計上は、死亡事案の割合が高くなることが多いが、本研究の結果では、30代・40代は死亡事案のオッズの低下と関連していた(OR: 0.53)。その理由として、管理的職業従事者(OR: 2.77)の影響などを考慮に入れたためということが考えられる。また、時間外労働の多い業種で、死亡事案の割合が高く認められることが多いが、本研究では、特定の業種と死亡事案のオッズの増加との関連は認められなかった。これについても、そのような業種では男性の割合が多いため、見かけ上の死亡事案が多くなっているということかもしれない。このように、集計上では見えない変数間の関連や影響力の違いがあることが示唆された。しかし、本研究の結果の再現性については、別の期間のデータを使うなどして確認される必要がある。また、変数間の影響関係については、前向きな観察研究や実験法など、因果関係を検証することのできる方法で再検証される必要がある。さらに、特に労災が認められた事案にはセレクションバイアスがかかっている可能性がある。申請後労災が認められなかった事案や、労災の申請がなされていない一般の労働者を対象とした研究でも、時間外労働、出来事、その他の属性、自殺の関連性を検討する必要がある。

E. 結論

本研究では、精神障害に関する労災におけるいじめ・暴力・ハラスメントの特徴を明らかにするために、平成23～29年度に支給決定された精神障害事案2,923件及び、そのうち発症前6か月の時間外労働の情報が得られた2,441件を対象として、認定された出来事の類型と発症前6か月の時間外労働のタイプの関連性の検討及びこれらの側面を含めた死亡事案の特徴の検討を行った。それにより、発症前6か月の時間外労働は短時間外労働、中時間外労働、長時間外労働、超長時間外労働の4

群に分けることができ、いじめ・暴力・ハラスメントに関連する事案は主に短時間外労働が多いこと、いじめ・暴力・ハラスメントに関する事案の20%程度に時間外労働や過剰な業務負荷が関連していること、いじめ・暴力・ハラスメントは死亡事案では少ない傾向にあるが、男性、特定の業種・職種、同僚とのトラブル、重大な仕事上のミス、自分の昇格・昇進、達成困難なノルマなど一部の出来事との組み合わせで認定された場合は、死亡事案の割合が多くなることが明らかとなった。今後は、目的に応じて、いじめ・暴力・ハラスメントだけではなく、人間関係の問題全般や、長時間労働、仕事内容・量の変化や連続勤務、死亡事案で多く認められた男性や特定の業種・職種、一部の出来事への対策を並行して進める必要がある。

F. 健康危機情報

該当せず。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

なし

I. 文献

- 1) 木内敬太. 精神障害の労災認定事案におけるいじめ・暴力・ハラスメント並びに関連して生じた出来事の組み合わせに関する研究. 高橋正也(研究代表者). 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究令和2年度 総括・分担研究報告書. 2021; 128-142.
- 2) Niedhammer, Isabelle, Sandrine Bertrais, and Katrina Witt. Psychosocial work exposures and health outcomes: A meta-review of 72 literature reviews with meta-analysis. *Scandinavian journal of work, environment & health*. 2021; 47(7): 489
- 3) Struszczyk, Sophia, Paul Michael

Galdas, and Paul Alexander Tiffin. Men and suicide prevention: a scoping review. *Journal of Mental Health*. 2019; 28(1): 80-88.

- 4) 木内敬太・吉川徹・山内貴史・高橋正也. 文献レビューNo.72 過労死等としての自殺とその予防対策に関する研究動向. *産業精神保健*. 2020; 28(3): 265-271.
- 5) Baldessarini, R. J., and L. Tondo. Suicidal risks in 12 DSM-5 psychiatric disorders. *Journal of affective disorders*. 2020; 271: 66-73.
- 6) Nishimura, Y., Yamauchi, T., Sasaki, T., Yoshikawa, T., & Takahashi, M. Overtime working patterns and adverse events in work-related suicide cases: hierarchical cluster analysis of national compensation data in Japan (fiscal year 2015-2016). *International archives of occupational and environmental health*. 2021; [Online first]. <https://doi.org/10.1007/s00420-021-01760-5>.

表 1. 解析対象のデータの概要

発症時代		その他の不安障害	67(2.7)
10代・20代	514(21)	強迫性障害	1(<0.1)
30代・40代	1,478(61)	急性ストレス反応	85(3.5)
50代以上	449(18)	心的外傷後ストレス障害	246(10)
性別		適応障害	513(21)
女性	716(29)	その他の重度ストレス反応	6(0.2)
男性	1,725(71)	重度ストレス反応、詳細不明	7(0.3)
生死		重度ストレスへの反応及び 適応障害（下位分類不明）	67(2.7)
生存事案	1,948(80)	解離性（転換性）障害	29(1.2)
死亡事案	493(20)	身体表現性障害	28(1.1)
業種		その他の神経症性障害	4(0.2)
製造業	447(18)	神経症性障害、ストレス関連 障害及び身体表現性障害 （下位分類不明）	49(2.0)
卸売業・小売業	335(14)	統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	12(0.5)
医療、福祉	303(12)	その他の疾患	1(<0.1)
運輸業、郵便業	264(11)	発症前6か月間の時間外労働	
建設業	187(7.7)	6か月前	48.78 ± 47.43
サービス業	167(6.8)	不明	173件
(他に分類されないもの)		5か月前	52.01 ± 48.65
宿泊業、飲食サービス業	164(6.7)	不明	140件
情報通信業	153(6.3)	4か月前	54.91 ± 50.27
学術研究、 専門・技術サービス業	113(4.6)	不明	103件
教育、学習支援業	66(2.7)	3か月前	58.60 ± 52.46
金融業・保険業	55(2.3)	不明	67件
不動産業、物品賃貸業	66(2.7)	2か月前	61.31 ± 53.39
生活関連サービス業、娯楽業	57(2.3)	不明	39件
農業、林業	16(0.7)	1か月前	67.53 ± 60.24
複合サービス事業	20(0.8)	不明	4件
電気・ガス・熱供給・水道業	14(0.6)	月当たりの平均	58.16 ± 47.04
漁業	4(0.2)	出来事の種類	
鉱業、採石業、砂利採取業	3(0.1)	単一項目での認定	
公務	7(0.3)	極度の長時間労働	186(7.6)
(他に分類されるものを除く)		心理的負荷が極度のもの （重度の）病気やケガをした	106(4.3)
職種		悲惨な事故や災害の体験、 目撃をした	152(6.2)
専門的・技術的職業従事者	593(24)	（ひどい）嫌がらせ、いじめ、 又は暴行を受けた	172(7.0)
事務従事者	471(19)	セクシュアルハラスメントを 受けた	69(2.8)
販売従事者	265(11)	仕事内容・仕事量の（大きな） 変化を生じさせる出来事が あった	73(3.0)
サービス職業従事者	301(12)	その他	148(6.1)
生産工程従事者	258(11)	複数項目の組み合わせでの認定	
管理的職業従事者	190(7.8)	恒常的長時間労働関連	591(24)
輸送・機械運転従事者	165(6.8)	仕事内容・量の変化や通勤中心	454(19)
建設・採掘従事者	89(3.6)	人間関係の問題中心	291(12)
運搬・清掃・包装等従事者	71(2.9)	傷病と惨事中心	126(5.2)
農林漁業従事者	17(0.7)	複合的な問題	12(0.5)
保安職業従事者	21(0.9)		
疾患			
躁病エピソード	1(<0.1)		
双極性感情障害	50(2.0)		
うつ病エピソード	1,121(46)		
反復性うつ病性障害	41(1.7)		
持続性気分（感情）障害	9(0.4)		
その他の気分（感情）障害	2(<0.1)		
気分（感情）障害 （下位分類不明）	91(3.7)		
恐怖症性不安障害	11(0.5)		

データ数は2,441件、
連続変数は平均 ± 標準偏差、離散数は件数(%)を示す

表 2. 除外された項目の出来事の類型

単一項目認定		複数項目認定	
極度の長時間労働	12 件	恒常的な長時間労働	7 件
心理的負荷が極度なもの (重度の) 病気やケガ	99 件	仕事内容・量の変化や通勤中心	11 件
悲惨な事故や災害の体験、目撃	76 件	人間関係の問題中心	36 件
仕事内容・仕事量の (大きな) 変化	61 件	傷病と惨事中心	55 件
(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行	31 件	複合的な問題	1 件
セクシュアルハラスメント	3 件		
その他	21 件		

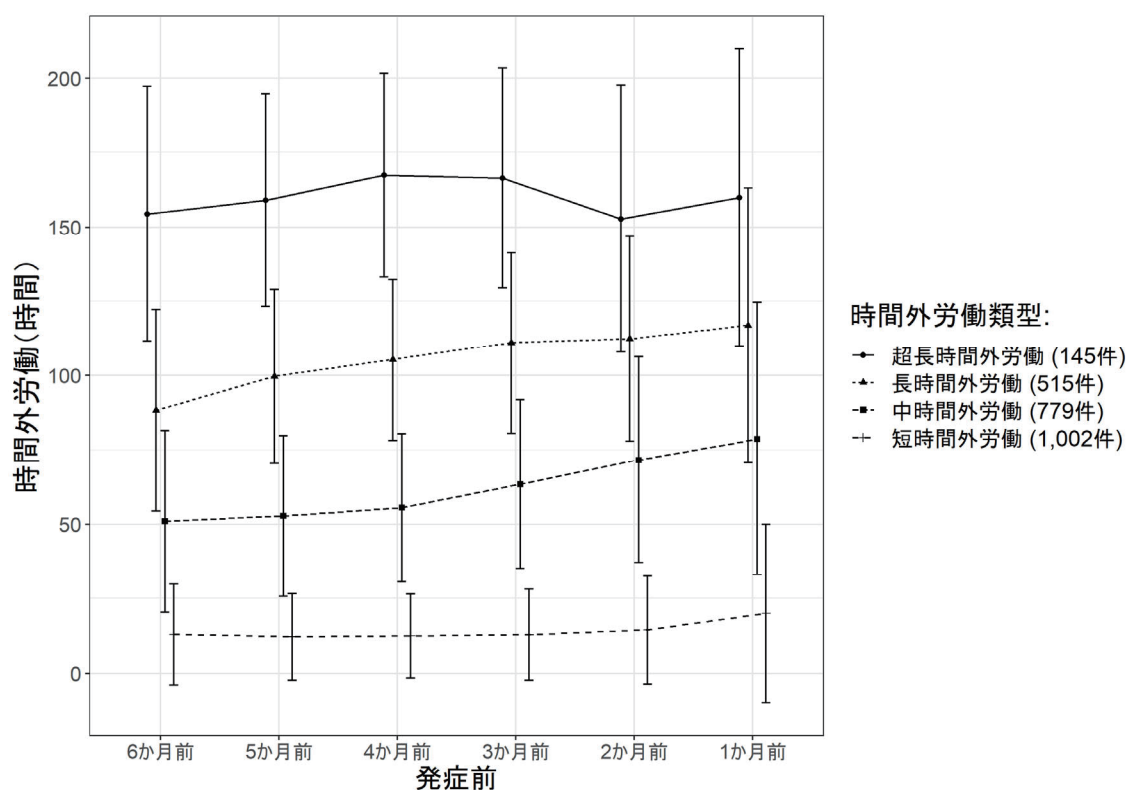


図 1. 発症前 6 か月の時間外労働の 4 類型

表 3. 時間外労働の種類と各属性の関連

	短時間外労働 1,002 件	中時間外労働 779 件	長時間外労働 515 件	超長時間外労働 145 件
発症時代				
10代・20代	236(24)	174(22)	82(16)	22(15)
30代・40代	585(58)	484(62)	318(62)	91(63)
50代以上	181(18)	121(16)	115(22)	32(22)
性別				
女性	482(48)	147(19)	74(14)	13(9.0)
男性	520(52)	632(81)	441(86)	132(91)
生死				
生存事案	896(89)	552(71)	389(76)	111(77)
死亡事案	106(11)	227(29)	126(24)	34(23)
業種				
製造業	197(20)	151(19)	84(16)	15(10)
卸売業・小売業	143(14)	110(14)	67(13)	15(10)
医療, 福祉	207(21)	52(6.7)	37(7.2)	7(4.8)
運輸業, 郵便業	68(6.8)	78(10)	82(16)	36(25)
建設業	58(5.8)	65(8.3)	49(9.5)	15(10)
サービス業 (他に分類されないもの)	78(7.8)	51(6.5)	31(6.0)	7(4.8)
宿泊業, 飲食サービス業	40(4.0)	37(4.7)	63(12)	24(17)
情報通信業	37(3.7)	83(11)	24(4.7)	9(6.2)
学術研究, 専門・技術サービス業	35(3.5)	52(6.7)	22(4.3)	4(2.8)
教育, 学習支援業	32(3.2)	18(2.3)	13(2.5)	3(2.1)
金融業・保険業	34(3.4)	16(2.1)	5(1.0)	0
不動産業, 物品賃貸業	18(1.8)	32(4.1)	12(2.3)	4(2.8)
生活関連サービス業, 娯楽業	18(1.8)	16(2.1)	17(3.3)	6(4.1)
農業, 林業	7(0.7)	5(0.6)	4(0.8)	0
複合サービス事業	12(1.2)	5(0.6)	3(0.6)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	7(0.7)	6(0.8)	1(0.2)	0
漁業	2(0.2)	1(0.1)	1(0.2)	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3(0.3)	0	0	0
公務 (他に分類されるものを除く)	6(0.6)	1(0.1)	0	0
職種				
専門的・技術的職業従事者	242(24)	216(28)	111(22)	24(17)
事務従事者	225(22)	152(20)	76(15)	18(12)
販売従事者	109(11)	87(11)	58(11)	11(7.6)
サービス職業従事者	131(13)	70(9.0)	75(15)	25(17)
生産工程従事者	131(13)	79(10)	37(7.2)	11(7.6)
管理的職業従事者	40(4.0)	68(8.7)	65(13)	17(12)
輸送・機械運転従事者	39(3.9)	50(6.4)	51(9.9)	25(17)
建設・採掘従事者	41(4.1)	25(3.2)	17(3.3)	6(4.1)
運搬・清掃・包装等従事者	23(2.3)	23(3.0)	19(3.7)	6(4.1)
農林漁業従事者	9(0.9)	6(0.8)	2(0.4)	0
保安職業従事者	12(1.2)	3(0.4)	4(0.8)	2(1.4)

	短時間外労働	中時間外労働	長時間外労働	超長時間外労働
疾患				
躁病エピソード	1(<0.1)	0	0	0
双極性感情障害	13(1.3)	21(2.7)	14(2.7)	2(1.4)
うつ病エピソード	302(30)	408(52)	312(61)	99(68)
反復性うつ病性障害	8(0.8)	17(2.2)	13(2.5)	3(2.1)
持続性気分（感情）障害	1(<0.1)	3(0.4)	3(0.6)	2(1.4)
その他の気分（感情）障害	0	0	0	2(1.4)
気分（感情）障害 （下位分類不明）	20(2.0)	52(6.7)	14(2.7)	5(3.4)
恐怖症性不安障害	9(0.9)	1(0.1)	1(0.2)	0
その他の不安障害	34(3.4)	15(1.9)	15(2.9)	3(2.1)
強迫性障害	0	1(0.1)	0	0
急性ストレス反応	75(7.5)	9(1.2)	1(0.2)	0
心的外傷後ストレス障害	201(20)	33(4.2)	11(2.1)	1(0.7)
適応障害	234(23)	163(21)	97(19)	19(13)
その他の重度ストレス反応	3(0.3)	1(0.1)	2(0.4)	0
重度ストレス反応、詳細不明	7(0.7)	0	0	0
重度ストレスへの反応及び適応 障害（下位分類不明）	42(4.2)	16(2.1)	7(1.4)	2(1.4)
解離性（転換性）障害	9(0.9)	10(1.3)	6(1.2)	4(2.8)
身体表現性障害	10(1.0)	9(1.2)	7(1.4)	2(1.4)
その他の神経症性障害	0	3(0.4)	1(0.2)	0
神経症性障害、ストレス関連 障害及び身体表現性障害 （下位分類不明）	26(2.6)	15(1.9)	7(1.4)	1(0.7)
統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	6(0.6)	2(0.3)	4(0.8)	0
その他の疾患	1(<0.1)	0	0	0
出来事の類型				
<単一項目認定>				
極度の長時間労働	5(0.5)	40(5.1)	80(16)	61(42)
心理的負荷が極度のもの （重度の）病気やケガをした	95(9.5)	9(1.2)	2(0.4)	0
悲惨な事故や災害の体験、 目撃をした	56(5.6)	5(0.6)	0	0
（ひどい）嫌がらせ、いじめ、 又は暴行を受けた	135(13)	16(2.1)	1(0.2)	0
セクシュアルハラスメントを 受けた	136(14)	32(4.1)	4(0.8)	0
仕事内容・仕事量の（大きな） 変化を生じさせる出来事が あった	62(6.2)	6(0.8)	1(0.2)	0
その他	13(1.3)	44(5.6)	15(2.9)	1(0.7)
52(5.2)	45(5.8)	39(7.6)	12(8.3)	
<複数項目認定>				
恒常的長時間労働関連	38(3.8)	247(32)	259(50)	47(32)
仕事内容・量の変化や連動中心	110(11)	233(30)	88(17)	23(16)
人間関係の問題中心	196(20)	80(10)	15(2.9)	0
傷病と惨事中心	100(10.0)	19(2.4)	6(1.2)	1(0.7)
複合的な問題	4(0.4)	3(0.4)	5(1.0)	0

件数(属性ごとの%)。発症前6か月間の時間外労働の月当たりの平均±標準偏差：短時間外労働 14±12時間、中時間外労働 63±15時間、長時間外労働 108±19時間、超長時間外労働 162±27時間

表 4. 死亡事案における属性・出来事の出現に関するロジスティック回帰分析の結果

	非標準化 推定値	標準 誤差	p 値	オッズ 比	95%下限	95%上限
切片	-4.52	0.75	<0.01	0.01	0.00	0.04
年代						
30代・40代	-0.63	0.18	<0.01	0.53	0.38	0.75
50代以上	-0.53	0.22	0.01	0.59	0.38	0.90
性別						
男性	2.43	0.30	<0.01	11.34	6.54	21.01
業種						
卸売業・小売業	-0.97	0.47	0.04	0.38	0.15	0.96
サービス業 (他に分類されないもの)	-1.07	0.50	0.03	0.34	0.13	0.92
宿泊業, 飲食サービス業	-1.54	0.57	0.01	0.21	0.07	0.65
情報通信業	-1.46	0.50	<0.01	0.23	0.09	0.62
教育, 学習支援業	-1.97	0.69	<0.01	0.14	0.03	0.52
生活関連サービス業, 娯楽業	-1.68	0.68	0.01	0.19	0.05	0.68
職種						
専門的・技術的職業従事者	0.99	0.41	0.02	2.70	1.23	6.26
管理的職業従事者	1.02	0.42	0.01	2.77	1.25	6.48
輸送・機械運転従事者	-1.12	0.52	0.03	0.32	0.12	0.89
疾患						
うつ病エピソード	1.88	0.43	<0.01	6.58	3.05	16.57
反復性うつ病性障害	2.27	0.56	<0.01	9.72	3.38	30.54
気分(感情)障害(下位分類不明)	3.09	0.50	<0.01	21.88	8.71	62.03
出来事						
悲惨な事故や災害の体験、目撃 をした	-1.30	0.65	0.05	0.27	0.06	0.86
会社の経営に影響するなどの 重大な仕事上のミスをした	1.23	0.26	<0.01	3.41	2.07	5.67
達成困難なノルマが課された	0.87	0.31	<0.01	2.39	1.32	4.37
顧客や取引先から無理な注文 を受けた	0.89	0.44	0.04	2.43	1.04	5.84
自分の昇格・昇進があった	1.10	0.40	0.01	3.00	1.38	6.56
(ひどい)嫌がらせ、いじめ、 又は暴行を受けた	-0.43	0.21	0.04	0.65	0.43	0.98
上司とのトラブルがあった	-0.45	0.18	0.01	0.64	0.45	0.91
同僚とのトラブルがあった	1.33	0.40	<0.01	3.79	1.72	8.16

<調整変数(非有意)> 出来事の組み合わせ: 恒常的長時間労働関連、仕事内容・量の変化や連勤中心、人間関係の問題中心、傷病と惨事中心、複合的な問題。発症前6か月の時間外労働の種類: 中時間外労働(63±15)、長時間外労働(108±19)、超長時間外労働(162±27)。業種: 製造業、医療、福祉、運輸業、郵便業、建設業、学術研究、専門・技術サービス業、金融業・保険業、不動産業、物品賃貸業。職種: 事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、生産工程従事者、建設・採掘従事者。疾患: 双極性感情障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害、適応障害、重度ストレスへの反応及び適応障害(下位分類不明)、解離性(転換性)障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(下位分類不明)。出来事: 極度の長時間労働、心理的負荷が極度のもの、恒常的な長時間労働、(重度の)病気やケガをした、業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした、会社で起きた事故・事件について、責任を問われた、自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた、業務に関連し、違法行為を強要された、ノルマが達成できなかった、新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった、顧客や取引先からクレームを受けた、上司が不在になることにより、その代行を任された、仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった、1か月に80時間以上の時間外労働を行った、2週間以上にわたって連続勤務を行った、勤務形態に変化があった、仕事のペース、活動の変化があった、配置転換があった、転勤をした、複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった、非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた、部下が減った、非正規社員である自分の契約満了が迫った、部下とのトラブルがあった、理解してくれていた人の異動があった、上司が替わった。発症前6か月の時間外労働の平均

表 5. いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事と出来事の種類の関連【生存事案】

	(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた 456 件	セクシュアルハラスメントを受けた 193 件	上司とのトラブルがあった 358 件	同僚とのトラブルがあった 59 件	部下とのトラブルがあった 26 件	退職を強要された 90 件	配置転換があった 136 件	(重度の) 病気やケガをした 308 件	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした 431 件
単一項目認定	(重度の) 病気やケガをした 125 事案	0	0	0	0	0	0	125	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした 219 事案	-	-	-	-	-	-	(40.6)	-
	(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた 217 事案	0	0	0	0	0	0	0	219
	セクシュアルハラスメントを受けた 100 事案	-	-	-	-	-	-	-	(50.8)
	その他 39 事案	217	0	0	0	0	0	0	0
		(47.6)	-	-	-	-	-	-	-
		0	100	0	0	0	0	0	0
複数項目認定	恒常的長時間労働関連 207 事案	-	(51.8)	-	-	-	-	-	-
	仕事内容・量の変化や連勤中心 180 事案	0	0	15	1	0	18	5	0
	人間関係の問題中心 291 事案	-	-	(4.2)	(1.7)	-	(20)	(3.7)	-
	傷病と惨事中心 178 事案	51	4	93	7	2	10	37	10
	複合的な問題 11 事案	(11.2)	(2.1)	(26)	(11.9)	(7.7)	(11.1)	(27.2)	(3.2)
		33	0	121	9	24	7	20	1
		(7.2)	-	(33.8)		(92.3)	(7.8)	(14.7)	(0.3)
		146	85	110	37	0	51	69	24
	(32)	(44)	(30.7)	(62.7)	-	(56.7)	(50.7)	(7.8)	
	3	0	9	2	0	0	3	145	
	(0.7)	-	(2.5)	(3.4)	-	-	(2.2)	(47.1)	
	6	4	10	3	0	4	2	3	
	(1.3)	(2.1)	(2.8)	(5.1)	-	(4.4)	(1.5)	(1)	

データ数は 2057 件 (1567 事案)。件数 (列に対する%)

表 6. いじめ・暴力・ハラスメント関連の出来事と出来事の種類の関連【死亡事案】

	(ひどい) 嫌がらせ、 いじめ、又 は暴行を 受けた 61件	上司との トラブルが あった 93件	同僚との トラブルが あった 17件	部下との トラブルが あった 16件	退職を 強要された 13件	配置転換が あった 53件	(重度の) 病気やケガ をした 21件	悲惨な事故 や災害の 体験、目撃 をした 4件	
単 一 項 目 認 定	(重度の) 病気やケガ をした 12事案	0	0	0	0	0	12 (57.1)	0	
	悲惨な事故 や災害の 体験、目撃 をした 2事案	0	0	0	0	0	0	2 (50)	
	(ひどい) 嫌がらせ、 いじめ、又 は暴行を 受けた 16事案	16 (26.2)	0	0	0	0	0	0	
	その他 5事案	0 -	2 (2.2)	0 -	0 -	0 -	3 (5.7)	0 -	
	恒常的 長時間労働 関連 57事案	13 (21.3)	27 (29)	1 (5.9)	3 (18.8)	3 (23.1)	21 (39.6)	4 (19)	1 (25)
	仕事内容・ 量の変化や 通勤中心 93事案	15 (24.6)	54 (58.1)	8 (47.1)	12 (75)	3 (23.1)	20 (37.7)	0 -	0 -
複 数 項 目 認 定	人間関係の 問題中心 32事案	16 (26.2)	8 (8.6)	7 (41.2)	0 -	7 (53.8)	9 (17)	2 (9.5)	0 -
	傷病と惨事 中心 3事案	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	3 (14.3)	1 (25)
	複合的な 問題 2事案	1 (1.6)	2 (2.2)	1 (5.9)	1 (6.3)	0 -	0 -	0 -	0 -

データ数は 278 件 (222 事案)。件数 (列に対する%)